

議案第18号

つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくばみらい市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、平成31年4月1日から「専門職大学」の制度が新設され、前期・後期に課程を区分することができることとされた。専門職大学の前期課程修了者は、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与されるため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童支援員の資格を有する者として対象に追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年つくばみらい市条例第27号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 _____</p> <p>_____</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>